

盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高や盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として 30° 以下とするものとする。

なお次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) 盛土が地山から湧き水の影響を受けやすい場合。
- 3) 盛土箇所の現地盤が不安定な場合
- 4) 盛土が崩壊すると隣接地に重大な影響を与える恐れがある場合

盛土のり面の勾配が、 30° を超える場合には、宅地造成規制法施行令第 1 条及び都市計画法施行規則第 16 条第 4 項で定義している「がけ」となるので、できるだけがけを生じさせないため、原則として 30° 以下とするものとした。また、「がけ」は同規定により、擁壁の設置が必要となる。ただし、盛土のり面の勾配が 30° を超える「がけ」となっても宅地造成規制法施行令第 5 条第 2 項、都市計画法施行規則第 23 条第 3 項の規定により、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合については、擁壁の設置義務は解除される。しかし、擁壁によって覆われないがけは、必ずのり面保護工を施さなければならない。(宅地造成規制法施行令第 12 条)

宅地防災マニュアルの解説より

